

社会教育主事講習受講申込書記入上の注意点

◆E-mailについて

受講に係る事務連絡や資料を送付するために使用しますので、以下のことについてご注意ください。

- ・平日や休みを問わず、常時確認が可能なメールアドレスであること。
- ・パソコンでメールが閲覧できるアドレスであること。
- ・個人所有のメールアドレスであること。職場の代表アドレス等は不可。

◆勤務先について

勤務先が所属先と異なる場合に記入すること。例：〇〇会社（勤務先：〇〇図書館）

◆受講希望科目について

本講習においては、資格付与講習は4科目すべてを、一部科目指定講習は生涯学習支援論と社会教育経営論の2科目を一括で履修する形態です。それ以外の一部科目のみの受講希望は認められません。

それぞれの申込書に記載された、すべての科目について、○を書き入れてください。

（記載のすべての科目に○が無い場合は受講許可ができません）

◆受講資格について

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）抜粋

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第二項各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者
- 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

参考：

第九条の四 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

◆職歴について

受講資格（資格関係分）の欄では、社会教育主事講習規程第2条「第4号」、「第5号」、及び「第6号」を記載した際に根拠となる職歴の期間を記載すること。

◆個人情報提供の有無について

今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属・連絡先について都道府県教育委員会へ情報提供を行う。公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理を含む）は勤務先の教育委員会、それ以外の方（民間企業に勤務する者、学生、家事等）については、お住まいの都道府県教育委員会に情報提供を行う。また、受講している主事講習実施機関が情報を活用する場合もある（社会教育主事講習中にかかる事務を除く）。上述の個人情報の提供に同意する場合は「個人情報提供の有無」欄にチェックすること。

◆受講資格を証明する関係書類について

関係書類は、卒業（修了）証明書、教育職員の普通免許状の写し、教育職員免許状取得証明書、所属長の勤務証明書等とする。